

出来高部分払方式の 実施状況について

国土交通省国土技術政策総合研究所
総合技術政策研究センター 建設システム課

1 はじめに

国土交通省では、出来高部分払方式について、平成13年3月から試行を開始し、平成14～15年度の発注工事において試行運用を展開し、平成18年3月までに完了した112件の工事についてフォローアップ調査を実施した。その結果¹⁾、受発注者双方のコスト意識の向上、複数回の検査を実施することによる品質の向上、出来高に応じた支払を行うことによる元請から下請へのキャッシュフローの改善等の効果が確認されたことから、平成18年度より、既往の部分払方式に基づいた出来高部分払方式の本格的な運用を開始したところである。

また、現在、公共工事においては、社会環境の大きな変化に伴い、工事の品質確保を目的とした、建設生産システムの全体的な見直しが進められているところであり、出来高部分払方式の改訂もその一貫であり、ユニットプライス型積算方式の試行や中間技術検査の充実などの取り組みとも関連するものである。

ここでは、出来高部分払方式の運用概要と現在の実施状況について報告するものである。

2 出来高部分払方式について

出来高部分払方式²⁾は、従来から実施されていた部分払方式を出来高に応じて支払（図 1 参照）が行えるようその実施方法を改訂したものであり、出来高部分払方式の本格運用に際して、「出来高部分払方式 実施要領」が、「出来高部分払の実施について」（平成18年4月3日付け国地契第1 2号、国官技第1 2号）により各地方整備局へ通達され、各地方整備局で運用されているところである。

改訂のポイントは、以下の2点である。

- ① 工期180日超の土木工事について、工期期間中の部分払上限回数を従来の1回から3カ月に1回程度に増やしたこと。
- ② 前払金の支払方法を2回の分割払いとしたこと。

これにより、受注者は、支払上限回数の範囲内で、受注者の経営方針に基づき支払請求時期、回数を決め、支払請求を行うこととなる。

ただし、契約時に中間前金払方式と出来高部分払方式のいずれかを選択できる点や工期期間中に必ず支払請求をしなければならないわけではなく、結果的に支払請求がなくてもよい点は従来と変わらない。

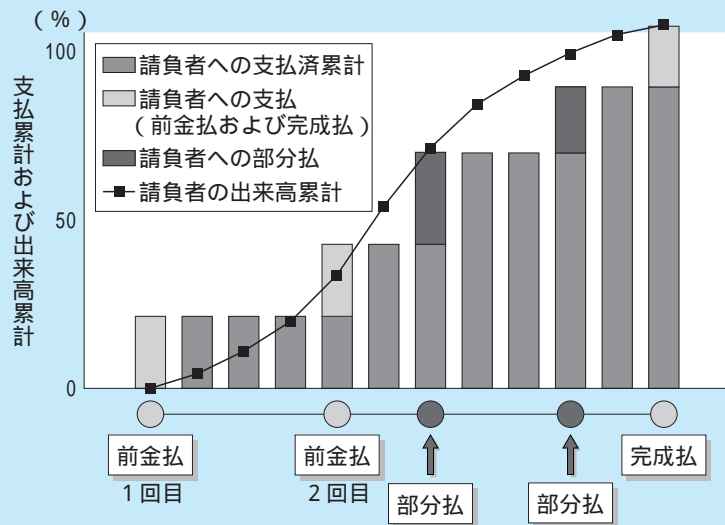


図 1 出来高部分払方式の支払イメージ

また，前払金については，従来どおりその上限は契約金額の40%以内と変わらないが，部分払の上限回数を増やしたことから，出来高に応じた支払に近づくよう支払方法を2回（当初20%，残りを2回目）に分けて支払うこととしている。2回目の支払時期は，出来高が20%を超えた時点，もしくは工期が4カ月を経過した時点のいずれか早い時点で支払うこととしている（工期の長短や複数年度わたる工事において，その運用が若干違うところがある）。

なお，出来高部分払方式の実施にあたっては，検査・事務作業量の軽減への取り組みの必要性がフォローアップ調査で指摘されており，その対応として，出来高と認めるのに必要最低限の項目に絞り込んで検査することとした「既済部分検査技術基準（案）」の制定や出来高の取扱いの判断に悩む場合の参考資料として，先進的・積極的な運用や工夫の事例に基づく「部分払における出来高取扱方法（案）」を作成して対応している。また，出来高部分払方式を解説するパンフレットを作成し，受注者など関係者に制度を正しく理解していただく工夫をしているところである。

3 実施状況について

出来高部分払方式の各地方整備局での実施状況および対象工事受注者の出来高部分払の選択結果とその理由をアンケートにより調査した結果を以下に示す。

各地方整備局の実施状況（平成18年11月末現在）は，表 1 に示すとおりであり，各地方整備局で対象工事に若干の違いがあるが，全体として，既契約済み対象工事806件のうち，42件（5.2%）で出来高部分払方式が実施されている。また，アンケート回答のあった集計結果（平成18年11月末現在）では，8月末集計時点に比べ直近3カ月の選択率が約2.5倍程度（4.0%→9.9%）増加しており，キャッシュフローの改善効果が高くなると見込まれる工期が長い場合に，選択率が約2.3倍程度（工期270日以下6.3%：工期270日超14.7%）高くなっている（図 2 参照）。

出来高部分払方式の選択と非選択の理由（アンケートの質問は択一式複数回答）は，図 3 に示すとおりである。

出来高部分払方式を選択した理由は，回答数の多い順に，「理由①支払回数が多いため，借入金の削減や支払利息の減少など資金運用が容易にな

表 1 出来高部分払方式の実施状況（平成18年11月末現在）

	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	計
出来高部分払方式の実施対象工事	土木工事のうち地方整備局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係わるもの (工事請負業者事務処理要領第3に規定する工事種別において、同第1号から第3号までおよび第9号から第17号までに属する工事)								
周知開始時期	6月中旬	7月4日から実施 (各事務所宛通知)	6月1日以降公告する工事	7月25日以降に契約手続を開始した工事	10月30日以降に入札広告等する工事から	6月中旬	6月1日	9月6日以降入札手続き(公告等)する工事	
周知の方法	入札説明書および特記仕様書に記載	入札説明書および特記仕様書に記載	入札公告、入札説明書および特記仕様書に記載	入札公告、入札説明書および追加特記仕様書に記載	入札公告、入札説明書および特記仕様書に記載	入札説明書および特記仕様書に記載	入札説明書および特記仕様書に記載	入札説明書および特記仕様書に記載	
周知した工事のうち、11月30日までに契約した工事件数(件)	102	103	78	14	0	245	128	136	806
上記のうち、出来高部分払方式で契約した工事件数(件)	12	8	4	0		14	3	1	42

	全体				工期270日以下				工期270日超			
	合計	選択	非選択	選択率	合計	選択	非選択	選択率	合計	選択	非選択	選択率
8月末時点	250	10	240	4.0%	241	9	232	3.7%	9	1	8	11.1%
9～11月	323	32	291	9.9%	264	23	241	8.7%	59	9	50	15.3%
11月末合計	573	42	531	7.3%	505	32	473	6.3%	68	10	58	14.7%
	[100%]	[100%]	[100%]		[88%]	[76%]	[89%]		[12%]	[24%]	[11%]	

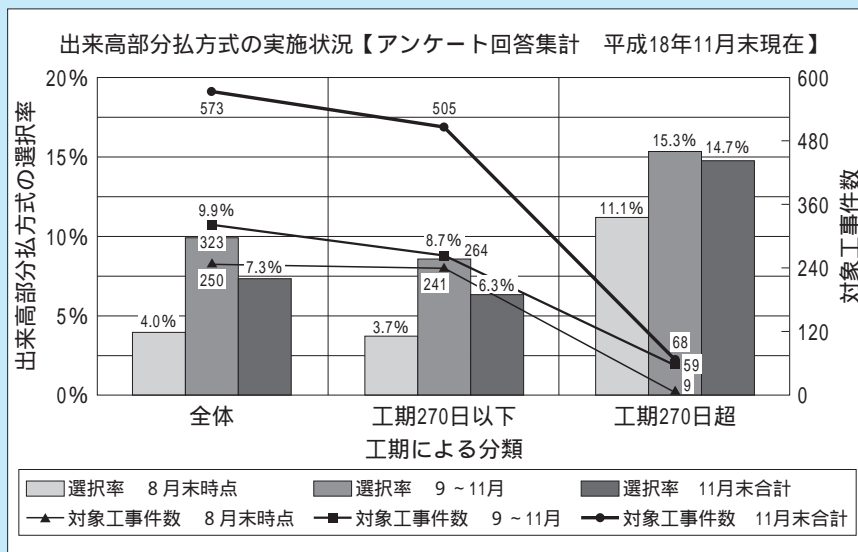
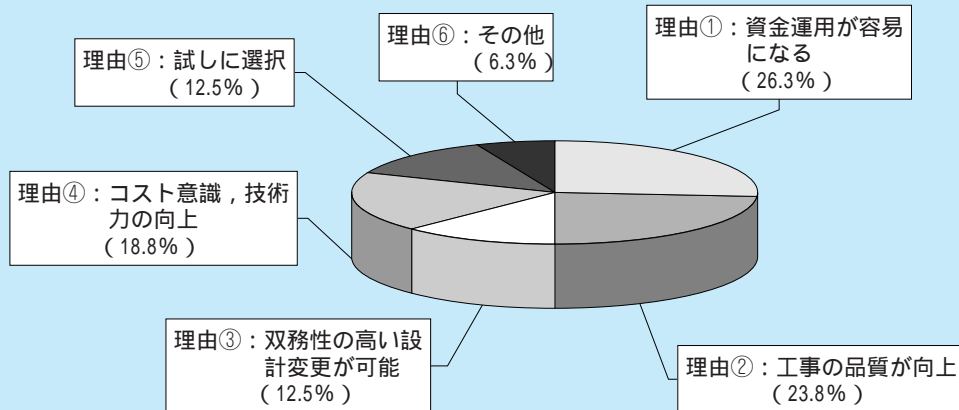


図 2 出来高部分払方式の実施状況
(アンケート結果, 工期, 実施時期による分類〔平成18年11月末現在〕)

【部分払を選択した理由（複数回答 総数80件）】

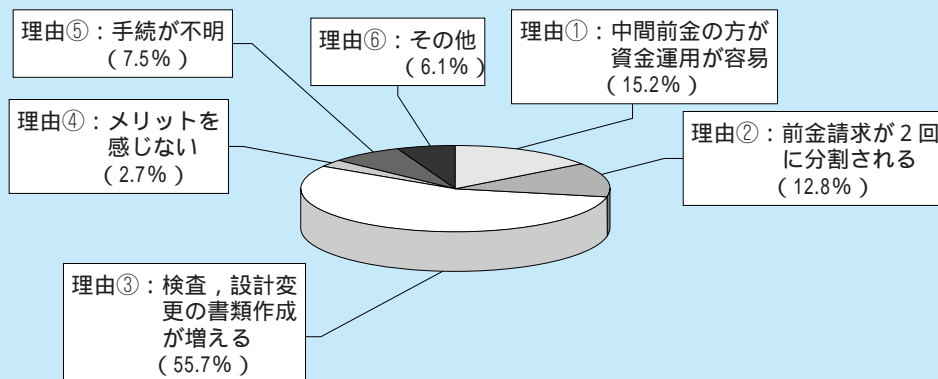
理由①：支払回数が多いため、借入金の削減や支払利息の減少など資金運用が容易になる。
 理由②：既済部分検査が増えることにより、工事品質の向上につながる。
 理由③：設計変更協議の回数が増えることより、より双務性の高い設計変更が行える。
 理由④：現場での工事コスト意識の向上、技術力の向上。
 理由⑤：どの程度の効果があるか試しに選択した。
 理由⑥：その他



① 出来高部分払を選択した理由

【部分払を選択しなかった理由（複数回答 総数736件）】

理由①：中間前金の方が借入金の削減や支払利息の減少など資金運用が容易となる。
 理由②：部分払方式は、前金の請求回数が2回に分割されるから。
 理由③：部分払方式は、既済部分検査および設計変更協議等の資料作成作業の負担が増加する。
 理由④：前に出来高部分払方式を行ったが効果を感じなかった。
 理由⑤：出来高部分払方式の手続きがよく分からない。
 理由⑥：その他



② 出来高部分払を選択しない理由

図 3 出来高部分払方式の選択 / 非選択の理由
 (アンケート質問と結果〔平成18年11月末現在〕)

る」が21件（複数回答総数80件の26%）、「理由②既済部分検査が増えることにより、工事品質の向上につながる」が19件（24%）、「理由④現場でのコスト意識の向上、技術力の向上」が15件（19%）、「理由③設計変更協議の回数が増えることにより、より双務性の高い設計変更が行える」が10件（13%）、「理由⑤どの程度の効果があるか試しに選択した」が10件（13%）、「理由⑥その他」が5件（6%）となっている。今後、手続きや効果がより明確になれば一層活用されるものと考えられる。

出来高部分払方式を選択しなかった理由は、回答数の多い順に、「理由③部分払方式は、既済部分検査および設計変更協議等の資料作成作業の負担が増加する」が410件（複数回答総数736件の56%）、「理由①中間前金の方が借入金の削減や支払利息の減少など資金運用が容易となる」が112件（15%）、「理由②部分払方式は、前金の請求回数が2回に分割されるから」が94件（13%）、「理由⑤出来高部分払方式の手続きがよく分からない」が55件（8%）、「理由⑥その他」が45件（6%）、「理由④前に出来高部分払方式を行ったが効果を感じなかった」が20件（3%）となっている。上位三つで84%を占めており、出来高部分払方式を選択した理由「資金運用が容易になる」に反した理由や支払請求事務手続きの負担増による理由で選択しないことが、普及および改善の今後の課題となっていると考えられる。



4 おわりに

出来高部分払方式は、受注者がいかにやりやすくよい仕事をしていただけるかというための仕組みの一つであり、受注者が会社の経営方針により工事代金の受取方法を選択するものである。現在、出来高部分払方式の選択率は、全体では約5%程度であるが、実施件数は増加傾向にあり、キ

ャッシュフロー改善効果が高くなる工期が長い場合（270日超）には選択率は約15%程度となっている。

また、工事の品質向上に寄与する（中間技術検査を実施した場合、工事成績評定点の平均点が実施しない場合より約2点高い）ことから、「地方整備局土木工事技術検査基準（案）」（平成18年3月31日付け国官技第283号）が策定され、施工上の重要な変化点等において実施する中間技術検査が、単純工事を除いた当初請負工事金額が1億円以上かつ工期6カ月以上の工事、あるいは発注者が必要と認めた工事において、原則2回実施することとなった。中間技術検査を実施した場合には、既済部分検査を兼ねることができ、検査対象部分の部分払請求を行うことができるので、今後さらに、出来高部分払方式の選択が増加することが予想される。

したがって、中間技術検査の実施回数の増加や部分払の回数増加に伴う受発注者の業務量の増加に対して、今後、工事書類の簡素化・減量化などによる受発注者の事務業務量の軽減を図ることが必要である。

また、国土交通省においては、現在の建設生産システムについて抜本的な見直しを検討しているところであり、公共調達システムは、積算～入札・契約～履行～検査・評価に至るまで各段階の制度がそれぞれ関連して成り立っているため、ユニットプライス型積算方式の導入や施工プロセスチェックの試行・導入などにより、今後さらに、出来高部分払方式の拡大、改善が望まれるものと考えられる。

【参考】

- 1) 「出来高部分払方式」の平成13～15年度試行工事フォローアップ結果
(<http://www.nilim.go.jp/engineer/index.html>)
- 2) 宮武晃司：「国土交通省における出来高部分払方式について」建設オピニオン，平成18年6月 pp 20-25